

国医第159-1号
令和2年4月9日

各市町村国民健康保険主管課長
各市町村後期高齢者医療主管課長
各国民健康保険組合事務（局）長
埼玉県国民健康保険団体連合会事務局長

様

埼玉県保健医療部国保医療課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・
特定保健指導等における対応について

保健医療行政の推進につきましては、日頃御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言（別添1）を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の7都府県（以下「対象地域」という。）がその対象とされたところです。

当該緊急事態宣言を踏まえ、対象地域における特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下「特定健康診査等」という。）並びにその他の保健事業の実施については、別添のとおり通知がありましたので下記のとおり適切な対応をお願いするとともに、関係各課への周知をお願いいたします。

なお、保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、令和2年3月31日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）」（以下「事務連絡」という。）において連絡があったとおり、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、国において関係者と調整しつつ検討する予定であるとのことです。

記

- 1 対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないこと。

ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りでな

い。

- 2 1以外の特定健康診査等について、その実施の必要性の検討に当たっては、事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添2）を踏まえ、十分に留意すること。
- 3 保険者は、加入者に対し、1に該当する特定健康診査等を実施しない旨周知を行うこと。
- 4 対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等以外の保健事業及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等以外の保健事業については、少なくとも対面形式や集合形式等によるものは行わないこととし、それ以外の保健事業については実施時期、実施方法について再検討した上で、その内容に応じて実施の可否について判断すること。

なお、外出自粛により、高齢者を中心に生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組みにより、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

担 当 国保企画担当 森田
福祉医療・後期高齢者医療担当 小澤
電 話 048—830—3359（国保企画担当）
048—830—3358（後期高齢者医療担当）
E-mail a3350-11@pref.saitama.lg.jp（国保企画担当）
a3350-04@pref.saitama.lg.jp（後期高齢者医療担当）